

最適化計画改定案「新旧対照表」

改定案	現 行
<p>調達業務の業務・システム最適化計画</p> <p style="text-align: center;">2009 年（平成 21 年）8 月 28 日 2011 年（平成 23 年）●月●日 改定 各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定</p> <p>第 1 業務・システムの概要</p> <p>調達業務は、各府省等が実施している物品（防衛省の装備品等特殊なものを除く）・役務（製造の請負、物件の貸借、運送及び保管等を含む）並びに公共事業（公共工事、建設コンサルタント業務等のうち、別紙 1「公共事業支援システム（官庁営繕業務を含む）の対象業務」を除く）の区分からなり、調達要求、調達実施伺い、予定価格の設定、入札・開札・発注、契約、支出負担行為決議、検収、支出決定決議などの調達手続に係る一連の業務となっている。このうち、入札・開札の事務処理に係る電子入札システムについては、各府省等において、必要に応じ個々に整備・運用を行っている。</p> <p>調達業務の最適化に当たっては、「内部管理業務の業務見直し方針」（2003 年（平成 15 年）7 月 17 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に示されている考え方を踏まえつつ、「IT を活用した内部管理業務の抜本的効率化に向けたアクションプラン」（2008 年（平成 20 年）5 月 30 日内部管理業務の抜本的効率化検討チーム決定）の基本的な取組方針、「政府調達（公共事業を除く）手続の業務・システム最適化に向けた基本方針」（2008 年（平成 20 年）8 月 5 日政府調達（公共事業を除く）手続の電子化</p>	<p>調達業務の業務・システム最適化計画</p> <p style="text-align: center;">2009 年（平成 21 年）8 月 28 日 各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定</p> <p>第 1 業務・システムの概要</p> <p>調達業務は、各府省等が実施している物品（防衛省の装備品等特殊なものを除く）・役務（製造の請負、物件の貸借、運送及び保管等を含む）並びに公共事業（公共工事、建設コンサルタント業務等のうち、別紙 1「公共事業支援システム（官庁営繕業務を含む）の対象業務」を除く）の区分からなり、調達要求、調達実施伺い、予定価格の設定、入札・開札・発注、契約、支出負担行為決議、検収、支出決定決議などの調達手続に係る一連の業務となっている。このうち、入札・開札の事務処理に係る電子入札システムについては、各府省等において、必要に応じ個々に整備・運用を行っている。</p> <p>調達業務の最適化に当たっては、「内部管理業務の業務見直し方針」（2003 年（平成 15 年）7 月 17 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に示されている考え方を踏まえつつ、「IT を活用した内部管理業務の抜本的効率化に向けたアクションプラン」（2008 年（平成 20 年）5 月 30 日内部管理業務の抜本的効率化検討チーム決定）の基本的な取組方針、「政府調達（公共事業を除く）手続の業務・システム最適化に向けた基本方針」（2008 年（平成 20 年）8 月 5 日政府調達（公共事業を除く）手続の電子化</p>

推進省庁連絡会議幹事会決定)に基づき、各府省等で異なる契約書等の様式及び業務処理の標準化、決裁階層の見直しを図るとともに、これまで電子入札システムで処理していた入札・開札に係る業務も含め、調達手続に係る一連の業務を電子化する「電子調達システム」を全府省等に導入することにより、以下の取組を図ることを基本理念とする。

(1) 企業等の利便性の向上

- ①調達業務への参加機会の拡大
- ②一元的な調達情報の提供
- ③問い合わせ窓口の一元化

(2) 行政事務の簡素化・効率化

- ①調達業務における契約書、検査調書等の各種様式、書式の標準化
- ②契約件名等、一連の業務における入力情報の重複排除
- ③企業等のシステム利用率の促進

(3) 調達業務の信頼性の向上

- ①進捗管理の明確化による処理遅延の防止
- ②調達案件の一元管理による重複登録等の防止
- ③各種報告や分析のための統計情報の迅速な把握

第2 最適化の実施内容

調達業務について、次に掲げる最適化を実施する。これにより、電子調達システムを全府省等において導入した場合、年間約 0.3 億円 (試算値) の経費削減、年間延べ約 21 万時間 (試算値) の業務処理時間の短縮が見込まれる。さらに、平成 30 年度までに企業等のシステム利用率が 60%に達した場合には、重複情報の入力に要する時間が年間延べ約 1.9 万時間 (試

推進省庁連絡会議幹事会決定)に基づき、各府省等で異なる契約書等の様式及び業務処理の標準化、決裁階層の見直しを図るとともに、これまで電子入札システムで処理していた入札・開札に係る業務も含め、調達手続に係る一連の業務を電子化する「電子調達システム」を全府省等に導入することにより、以下の取組を図ることを基本理念とする。

(1) 企業等の利便性の向上

- ①調達業務への参加機会の拡大
- ②一元的な調達情報の提供
- ③問い合わせ窓口の一元化

(2) 行政事務の簡素化・効率化

- ①調達業務における契約書、検査調書等の各種様式、書式の標準化
- ②契約件名等、一連の業務における入力情報の重複排除
- ③企業等のシステム利用率の促進

(3) 調達業務の信頼性の向上

- ①進捗管理の明確化による処理遅延の防止
- ②調達案件の一元管理による重複登録等の防止
- ③各種報告や分析のための統計情報の迅速な把握

第2 最適化の実施内容

調達業務について、次に掲げる最適化を実施する。これにより、電子調達システムを全府省等において導入した場合、年間約 0.6 億円 (試算値) の経費削減、年間延べ約 25 万時間 (試算値) の業務処理時間の短縮が見込まれる。さらに、平成 27 年度までに企業等のシステム利用率が 60%に達した場合には、重複情報の入力に要する時間が年間延べ約 3.7 万時間 (試

算値) 短縮できると見込まれる。また、政府共通プラットフォームに参画することで、サーバの仮想化などにより、更なる経費削減が見込まれる。

1. 情報システムの統一化

(1) 各府省等は、個々に整備・運用している物品・役務の入札・開札業務に係る既存電子入札システムを廃止し、原則として 2015 年度末(平成 27 年度末) までに、システムを集中的に管理運用する電子調達システムへ順次移行する。

(2) 各府省等が保有する入札・開札業務データの電子調達システムへの移行に当たっては、各府省等が合理的かつ効率的に移行作業を行えるよう、開発主体は、移行に必要なツールの開発及び各府省等への配布並びにデータの検証手続の標準化等を行い、各府省等の移行作業に要する経費を極力抑制できるようにする。また、移行するデータの範囲についても、費用対効果の観点から、各府省等が入札・開札業務を行

算値) 短縮できると見込まれる。また、共同利用システム基盤への参画により、平成 25 年度以降において年間約 0.7 億円(試算値)の経費削減が見込まれる。

1. 情報システムの統一化

(1) 各府省等は、個々に整備・運用している物品・役務の入札・開札業務に係る既存電子入札システムを廃止し、原則として 2012 年度末(平成 24 年度末) までに、システムを集中的に管理運用する電子調達システムへ順次移行する。

なお、当該システムが霞が関WANの活用を前提としたシステムであり、同WANへの接続の制約等を受けている府省(警察庁及び防衛省)については、費用対効果の観点から集中管理に全面参加するか、一部参加するか等を 2010 年度内(平成 22 年度内)に検討する。また、行政機関以外の組織(衆議院、参議院、国会図書館、最高裁判所、会計検査院)については、2010 年度内(平成 22 年度内)に集中管理へ参加するか検討する。以上を踏まえ、これらに係る経費削減効果は、本最適化計画の実施における経費削減効果の算定対象範囲には含めないこととし、2010 年度末(平成 22 年度末)までに再度最適化計画の改定を行い、具体的な経費削減効果を明らかにする。

(2) 各府省等が保有する入札・開札業務データの電子調達システムへの移行に当たっては、各府省等が合理的かつ効率的に移行作業を行えるよう、開発主体は、移行に必要なツールの開発及び各府省等への配布並びにデータの検証手続の標準化等を行い、各府省等の移行作業に要する経費を極力抑制できるようにする。また、移行するデータの範囲についても、費用対効果の観点から、各府省等が入札・開札業務を行

うに当たり必要となる範囲に限定する。

(3) 制度改正等により、電子調達システムに改修が必要となった場合には、開発主体が一元的に対応する。

(4) 電子調達システムは、既存の情報通信基盤である省内LAN及び政府共通ネットワーク等を活用し、既存の府省共通システム等との間で、以下のとおり必要かつ合理的なデータ連携を行うことにより、業務の効率的な運用を図る。

- ①職員等利用者共通認証基盤（利用者認証情報の取得）
- ②文書管理システム（決裁基盤としての利用）
- ③政府共通プラットフォーム（機器等、回線、運用等基盤環境利用）
- ④政府認証基盤（官職証明の取得）
- ⑤調達総合情報システム（有資格者情報の取得）
- ⑥官庁会計システム（支出処理）
- ⑦旅費等内部管理業務共通システム（物品管理情報の提供）
- ⑧電子証拠書類等管理システム（証拠書類等の提出）

(5) 電子調達システムは、全職員及び調達に参加する企業等が利用対象となるため、ヘルプデスクを設置し、官民の問い合わせ手続を一元化することで、システム利用者の利便性を確保するとともに、効率的なシステム運用を図ることとする。特に中小企業が混乱なく対応できるよう配慮する。

(6) 集中管理運用における基盤機能及び施設・設備並びにこれらに付随する業務については、「旅費業務等の抜本的効率化について」（平成22年8月6日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議申合せ）に基づき、政府共通プラットフォームの活用を前提とし、可能な限り効率化を図る。

うに当たり必要となる範囲に限定する。

(3) 制度改正等により、電子調達システムに改修が必要となった場合には、開発主体及び運用主体が一元的に対応する。

(4) 電子調達システムは、既存の情報通信基盤である省内LAN及び霞が関WAN等を活用し、既存の府省共通システム等との間で、以下のとおり必要かつ合理的なデータ連携を行うことにより、業務の効率的な運用を図る。

- ①職員等利用者共通認証基盤（利用者認証情報の取得）
- ②文書管理システム（決裁基盤としての利用）
- ③共同利用システム基盤（ストレージ、回線等の利用）
- ④政府認証基盤（官職証明の取得）
- ⑤調達総合情報システム（有資格者情報の取得）
- ⑥官庁会計システム（支出処理）
- ⑦旅費等内部管理業務共通システム（物品管理情報の提供）
- ⑧電子証拠書類等管理システム（証拠書類の提出）

(5) 電子調達システムは、全職員及び調達に参加する企業等が利用対象となるため、ヘルプデスクを設置し、官民の問い合わせ手続を一元化することで、システム利用者の利便性を確保するとともに、効率的なシステム運用を図ることとする。特に中小企業が混乱なく対応できるよう配慮する。

(6) 集中管理運用における基盤機能及び施設・設備並びにこれらに付随する業務については、共同利用システム基盤の活用を前提とし、可能な限り効率化を図る。

これにより、平成 28 年度以降、年間約 0.3 億円（試算値）の経費削減が見込まれる。また、政府共通プラットフォームに参画することで、サーバの仮想化などにより、更なる経費削減が見込まれる。

2. 調達・契約手続の合理化等

- (1) 調達手続に係る各種業務プロセスを電子化し、入力情報の重複排除等により、業務処理の効率化を図る。
- (2) 業務処理の標準化として、契約書、検査調書等の各種様式、書式の標準化により承認作業の効率化を図る。
- (3) 書面による入札や契約の排除は実質的に困難（公平性、競争性の確保等の問題）であるが、企業等の利便性向上に係る取組を継続的に実施するとともに、電子調達システムの利用促進に向けた取組を積極的に推進することで、調達に参加する企業等のシステム利用率を平成 30 年度までに 60%以上とすることを目指す。
- (4) 業務の正確性・適正性を確保することを前提として、物品・役務等の調達に係る決裁階層の簡素化を促進することにより、決裁の迅速化及び責任の明確化を図る。
- (5) 調達頻度が高く、量の多い消耗品等については、「物品管理及び物品調達業務の抜本的効率化について」（平成 21 年 1 月 16 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）等に基づき、業務の効率化や廉価で迅速な調達に資するものについて、一括調達や単価契約の拡大を図る。

これにより、平成 28 年度以降、年間延べ約 21 万時間（試算値）の業

これにより、平成 25 年度以降、年間約 0.6 億円（試算値）の経費削減が見込まれる。また、共同利用システム基盤への参画により、平成 25 年度以降において年間約 0.7 億円（試算値）の経費削減が見込まれる。

2. 調達・契約手続の合理化等

- (1) 調達手続に係る各種業務プロセスを電子化し、入力情報の重複排除等により、業務処理の効率化を図る。
- (2) 業務処理の標準化として、契約書、検査調書等の各種様式、書式の標準化により承認作業の効率化を図る。
- (3) 書面による入札や契約の排除は実質的に困難（公平性、競争性の確保等の問題）であるが、企業等の利便性向上に係る取組を継続的に実施するとともに、電子調達システムの利用促進に向けた取組を積極的に推進することで、調達に参加する企業等のシステム利用率を平成 27 年度までに 60%以上とすることを目指す。
- (4) 業務の正確性・適正性を確保することを前提として、物品・役務等の調達に係る決裁階層の簡素化を促進することにより、決裁の迅速化及び責任の明確化を図る。
- (5) 調達頻度が高く、量の多い消耗品等については、「物品管理及び物品調達業務の抜本的効率化について」（平成 21 年 1 月 16 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）等に基づき、業務の効率化や廉価で迅速な調達に資するものについて、一括調達や単価契約の拡大を図る。

これにより、平成 24 年度以降、年間延べ約 25 万時間（試算値）の業

務処理時間の短縮が見込まれる。さらに、平成 30 年度までに企業等のシステム利用率が 60%に達した場合には、重複情報の入力に要する時間が年間延べ約 1.9 万時間（試算値）短縮できると見込まれる。

3. 情報の一元管理

電子調達システムを利用して、調達に参加する企業等や各会計機関において調達案件の執行状況及び支払状況に関する情報を管理するとともに、各局課室において情報の把握及び利用を可能とすることにより、調達案件の管理に係る作業の重複の排除と情報の有効活用を図る。

また、各府省においては当該システムを活用し、調達業務に関する各種統計報告書等の電子的な作成が迅速・容易に行えるようにし、参加企業等においては調達情報の検索等を容易に行えるようにする。

4. 内部規程の見直し

本最適化計画を実施するため、各府省等は、電子調達システムへの参加開始までに、それぞれ必要な内部規程の見直しを行う。

5. 情報システムの安全性・信頼性の確保及び個人情報等の保護

電子調達システムについては、個人情報や調達に係る金額情報等重要な情報を取り扱うシステムであり、また、外部のみならず内部からの侵入等のリスクに対しても適切に対応する必要があることから、最新の「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」等を踏まえ、アクセス制御機能、アクセス記録取得機能等の技術的セキュリティに加え、人的及び物理的セキュリティについても必要な対策を講じることにより、安全性・信頼性を十分に確保する。

務処理時間の短縮が見込まれる。さらに、平成 27 年度までに企業等のシステム利用率が 60%に達した場合には、重複情報の入力に要する時間が年間延べ約 3.7 万時間（試算値）短縮できると見込まれる。

3. 情報の一元管理

電子調達システムを利用して、調達に参加する企業等や各会計機関において調達案件の執行状況及び支払状況に関する情報を管理するとともに、各局課室において情報の把握及び利用を可能とすることにより、調達案件の管理に係る作業の重複の排除と情報の有効活用を図る。

また、各府省においては当該システムを活用し、調達業務に関する各種統計報告書等の電子的な作成が迅速・容易に行えるようにし、参加企業等においては調達情報の検索等を容易に行えるようにする。

4. 内部規程の見直し

本最適化計画を実施するため、各府省等は、電子調達システムへの参加開始までに、それぞれ必要な内部規程の見直しを行う。

5. 情報システムの安全性・信頼性の確保及び個人情報等の保護

電子調達システムについては、個人情報や調達に係る金額情報等重要な情報を取り扱うシステムであり、また、外部のみならず内部からの侵入等のリスクに対しても適切に対応する必要があることから、最新の「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」等を踏まえ、アクセス制御機能、アクセス記録取得機能等の技術的セキュリティに加え、人的及び物理的セキュリティについても必要な対策を講じることにより、安全性・信頼性を十分に確保する。

また、官庁会計システム等の外部システムとのデータ連携に当たっても、上記と同様とする。

第3 システムの導入に伴うその他の施策

官庁会計システムと電子調達システムとの連携を図るとともに、各府省等は、支払業務を現行の「資金前渡官吏による分散型」から「センター支出官による集中型」に切り替えるなどの措置を検討する。

第4 開発、運用について

1 システムの開発主体及び運用主体

電子調達システムは、総務省が主体となって開発・運用を行う。

2 システムに係る開発経費及び運用経費

電子調達システムの開発経費及び運用経費については、原則としてシステムを利用する府省等が利用規模に応じて負担する。

3 システム開発の基本方針

システム開発は、政府共通プラットフォームや外部連携システムの構築スケジュールと合わせながら、2013年度末（平成25年度末）までに設計・開発を行う。

また、官庁会計システム等の外部システムとのデータ連携に当たっても、上記と同様とする。

第3 システムの導入に伴うその他の施策

(1) 債権者等の協力を得て、民間金融機関のインフラ整備に合わせて、官庁会計システムとの連携を図りつつ、各府省等は、支払業務を現行の「資金前渡官吏による分散型」から「センター支出官による集中型」に切り替えるなどの措置を検討する。

(2) 入札参加資格申請に係るバックオフィス連携の方策について、国民電子私書箱（仮称）構想や霞が関クラウド（仮称）構想を視野に入れつつ、総務省を中心として実証実験を行う。

第4 開発、運用について

1 システムの開発主体及び運用主体

電子調達システムは、総務省が主体となって開発・運用を行う。

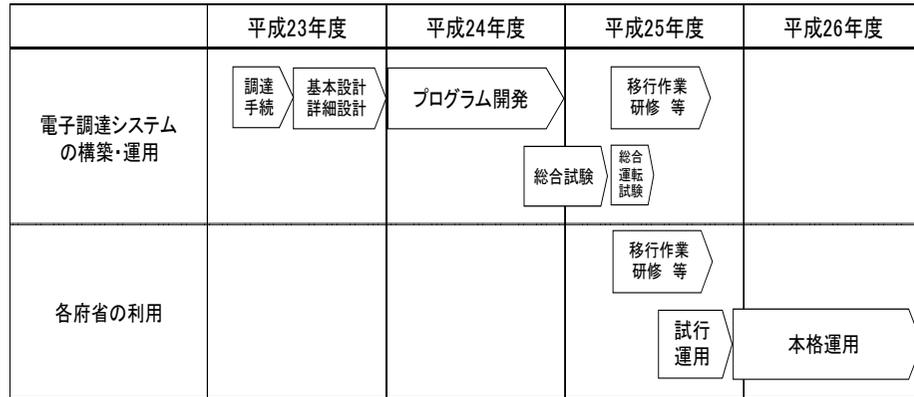
2 システムに係る開発経費及び運用経費

電子調達システムの開発経費及び運用経費については、原則としてシステムを利用する府省等が利用規模に応じて負担する。

3 システム開発の基本方針

システム開発は段階的に行うこととし、2010年度内（平成22年度内）に調達業務の一部業務機能（入札・開札業務含む）について開発を行い、2011年度末（平成23年度末）までに全ての業務について開発する。

第5 最適化工程表



※各府省等の電子調達システムへの参画予定時期は、別紙2を参照。

第6 その他

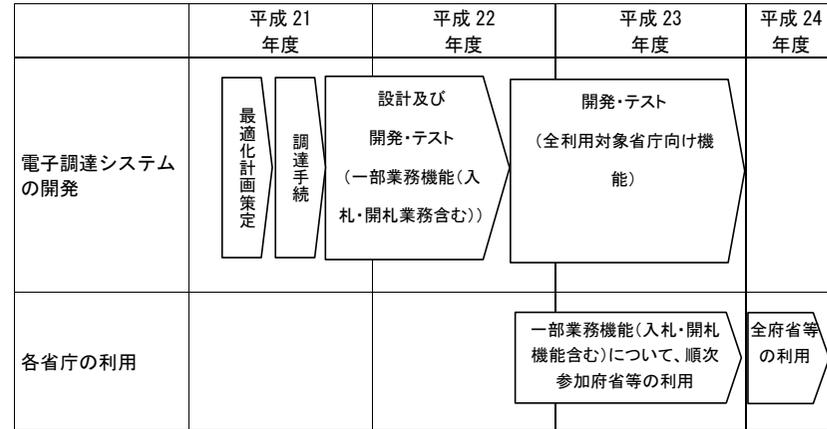
総務省は、電子調達システムの導入状況及びシステム利用者の習熟状況、情報技術の進展及びデータ連携を行う他システムの状況、関連する制度改革の検討や制度改正の状況等を踏まえ、必要に応じて最適化計画の見直しを行うものとする。

第7 現行体系及び将来体系

別添のとおり。

第8 「物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務・システム最適化計画（2004年（平成16年）9月15日 各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定、2006年（平成18年）8月31日一部改定）」との関係

第5 最適化工程表



※各府省等の電子調達システムへの参画時期については別紙2を参照。

第6 その他

総務省は、電子調達システムの導入状況及びシステム利用者の習熟状況並びに情報技術の進展等を踏まえ、必要に応じて最適化計画の見直しを行うものとする。

第7 現行体系及び将来体系

現行体系、将来体系については、別添のとおり。

第8 「物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務・システム最適化計画（2004年（平成16年）9月15日 各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定、2006年（平成18年）8月31日一部改定）」との関係

本最適化計画は、「物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務・システム最適化計画（2004年(平成16年)9月15日 各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定、2006年(平成18年)8月31日一部改定）（以下「旧最適化計画」という。）」の対象である業務・システムのうち、物品調達（役務調達を含む。）業務及び当該業務を支援する「電子入札システム及び電子契約システム」に該当するが、当該業務・システムは、「電子政府推進計画（2006年（平成18年）8月31日、2007年（平成19年）8月24日一部改定、2008年（平成20年）12月25日一部改定 各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）」において、担当府省が総務省に、業務・システム名が「調達業務」に変更されたことから、旧最適化計画から独立した最適化計画として策定するものである。

（参考）

- ① 経費の削減効果（試算値）は、各府省等の情報システム関係経費の削減可能額を意味しているものではない。
- ② 業務処理時間の短縮効果（試算値）は、各府省等におけるシステム化を含む現在の業務処理の実情により、実際の効果は大きく変動し得る。

別紙1

公共事業支援システム(官庁営繕業務を含む)の対象業務

本最適化計画は、「物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務・システム最適化計画（2004年(平成16年)9月15日 各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定、2006年(平成18年)8月31日一部改定）（以下「旧最適化計画」という。）」の対象である業務・システムのうち、物品調達（役務調達を含む。）業務及び当該業務を支援する「電子入札システム及び電子契約システム」に該当するが、当該業務・システムは、「電子政府推進計画（2006年（平成18年）8月31日、2007年（平成19年）8月24日一部改定、2008年（平成20年）12月25日一部改定 各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）」において、担当府省が総務省に、業務・システム名が「調達業務」に変更されたことから、旧最適化計画から独立した最適化計画として策定するものである。

（参考）

- ① 経費の削減効果（試算値）は、各府省等の情報システム関係経費の削減可能額を意味しているものではない。
- ② 業務処理時間の短縮効果（試算値）は、各府省等におけるシステム化を含む現在の業務処理の実情により、実際の効果は大きく変動しうる。

別紙1

公共事業支援システム(官庁営繕業務を含む)の対象業務

公共事業（官庁営繕業務を含む）のうち、競争参加資格審査において客観的事項（経営規模、経営状況等）のほか、発注者が独自に主観的事項（工事实績、総合評価の技術評価点等）の審査等を実施する工事及び当該工事に関する建設コンサルタント業務等については、「公共事業支援システム（官庁営繕業務を含む）」の対象とする。なお、当該業務を扱う主な発注者は次のとおり。

- ・内閣府沖縄総合事務局開発建設部
- ・文部科学省大臣官房文教施設企画部
- ・農林水産省地方農政局
- ・国土交通省大臣官房官庁営繕部、地方整備局、北海道開発局
- ・防衛省装備施設本部、地方防衛局（施設部門に限る）

公共事業（官庁営繕業務を含む）のうち、競争参加資格審査において客観的事項（経営規模、経営状況等）のほか、発注者が独自に主観的事項（工事实績、総合評価の技術評価点等）の審査等を実施する工事及び当該工事に関する建設コンサルタント業務等については、「公共事業支援システム（官庁営繕業務を含む）」の対象とする。なお、当該業務を扱う主な発注者は次のとおり。

- ・内閣府沖縄総合事務局開発建設部
- ・文部科学省大臣官房文教施設企画部
- ・農林水産省地方農政局
- ・国土交通省大臣官房官庁営繕部、地方整備局、北海道開発局
- ・防衛省装備施設本部、地方防衛局（施設部門に限る）